

【令和6年度～令和11年度公立学校教員採用候補者選考受験者】

※令和6年度新規採用者及び令和6年度高校3年生～大学4年生対象

千葉県教員奨学金返還サポート補助金募集案内

千葉市教育委員会（以下「市教委」という。）では、千葉市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材を確保するため、令和6年度から令和11年度までに本市の公立小・中・中等教育学校・特別支援学校の教諭として新規に採用された方に、一定期間勤務すること等を条件として、日本学生支援機構から貸与を受けた第一種奨学金の返還を全額補助する事業を実施します。

この補助を受けるためには、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考（以下「教員採用選考」という。）への出願とは別に、ちば電子申請サービス（千葉県で運用）による「奨学金返還緊急支援事業費補助金交付対象候補者認定申請（令和7年度教員採用候補者選考から令和11年度教員採用候補者選考受験者）」が必要です。

この案内は、令和6年度新規採用者及び令和6年度高校3年生～大学4年生で令和6年度から令和11年度までに市立の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教諭として就業（令和6年度から令和11年度実施の教員採用選考の受験）を予定している方を対象に、補助金交付対象者の認定を受ける方を募集するものです。

1 補助金交付までの主な流れ

時 期	行為主体	内 容
※ 教員採用選考受験前年度の 2月末日まで（1次締切） 2次締切は出願締切日まで 3次締切は2次選考最終日まで	対象者 → 県教委・市教委	・ちば電子申請サービスによる申し込み ※ ちば電子申請サービスで申し込む際に「奨学金の借り入れを証する書類」のデータの添付が必要となります。
	市教委 → 対象者	・補助金交付対象候補者の認定 （申請内容を確認後、発送）
教員採用選考受験年度	対象者	・教員採用選考の受験・合格
採用1年目	対象者 → 市教委	・補助金の交付申請 （認定を受けた方のみ申請可能） ※ 採用後2か月以内の申請
	市教委 → 対象者	・補助金の交付決定 ※ 交付申請後、原則として30日以内に通知
採用2年目～11年目	市教委 → 対象者	・補助金の支払

※ 1次締切で申し込みされた場合は、教員採用選考受験前年度までに発送を予定しています。2次・3次締切で申し込みをされた場合は、補助金交付対象候補者の認定通知書の発送にお時間をいただきます。

※ 採用2年目以降に、補助対象額を10年で分割した額の支払いを毎年度受けられます。

※ 補助金交付までの提出書類等についての詳細は、別表1をご確認ください。

2 対象者

千葉市の公立学校教員（高校は除く）になることを強く希望する者のうち、1号又は2号に該当する者で3号から5号のすべてに該当する者であれば、応募できます。

- （1）令和5年度に大学生4年生又は短期大学2年生として在学しており、令和5年度実施の教員採用選考に合格した者
- （2）令和6年度時点、高校3年生から大学4年生で令和7年度から令和11年度新規採用者
- （3）日本学生支援機構の第一種奨学金を返還予定又は返還中の者

(4) 大学等を卒業した者又は卒業予定の者

※ 大学等には短期大学も含む。

(5) 教員採用選考を通過した直近の4月1日に、市立の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教諭として就業し、採用後11年経過するまでの期間、勤務する予定の者

※ 教員採用選考の募集要項にある大学院進学等による猶予者は除きます。対象者例については別表2をご確認ください。

3 補助対象人数

「2 対象者」に定める要件を満たすもの全員

※ 認定を受ける方、補助対象者数に上限はありません。

4 補助金の内容

(1) 補助対象額

ア 補助対象額は、大学在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、次の額です。

区 分	補助額
日本学生支援機構 第一種奨学金	卒業前4年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内

(例) 私立大学・自宅外通学・第一種奨学金の貸与月額64,000円で4年間大学に在学した場合

貸与を受けた額：64,000円×48月＝3,072,000円（卒業前4年間の貸与額＝3,072,000円）

※ 3,072,000円全額が補助対象額となります。

(例) 私立大学・自宅通学・第一種奨学金の貸与月額54,000円で4年間大学に在学した場合

貸与を受けた額：54,000円×48月＝2,592,000円（卒業前4年間の貸与額＝2,592,000円）

※ 臨時的任用職員・会計年度任用職員・社会人等（以下「講師等」という。）として勤務時に、月賦返還額14,400円で18月分（259,200円）を既に支払いをした場合、貸与額2,592,000円の内、返還残額の2,332,800円が補助対象額となります。

（補助対象期間の採用2年目以前に発生した返還額については補助対象とはなりません。）

(2) 補助金の交付方法

ア 認定を受けた方は、教員採用選考を合格した直近の4月1日に市立の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校に教諭として採用後、補助金の交付申請を行います。市教委は、交付申請に対し、交付決定を行います。

イ 交付決定を受けた方は、日本学生支援機構へ「奨学金返還期限猶予願」（猶予期間：採用年度の10月～採用年度末の3月）を申請します。承認を得たら、「奨学金返還期限猶予承認通知」を市教委へ提出します。

※ 奨学金返還期限猶予の手続きが遅れ、返済が発生した期間については、貸与者本人の支払となります。支払いが発生した分については、市教委から補助はありません。

ウ 交付決定を受けた方は、市立の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校に教諭として勤務した期間に応じて、補助金の交付を受けられます。補助金交付は、原則として、2年目以降毎年度、年額を交付します。金額は次によります。

※ 毎年度交付額 ＝ 貸与総額（交付決定額） ÷ 10

※ 補助金交付の例

■ 私立大学・自宅外通学・第一種奨学金の貸与月額64,000円で4年間大学に在学した場合の例
貸与総額：3,072,000円

交付 決定額	採用 1 年目	採用 2 年目	採用 3 年目	採用 4 年目	採用 5 年目	採用 6 年目	採用 7 年目	採用 8 年目	採用 9 年目	採用 10 年目	採用 11 年目
3,072,000	0	307,200	307,200	307,200	307,200	307,200	307,200	307,200	307,200	307,200	307,200

■ 私立大学・自宅通学・第一種奨学金の貸与月額54,000円で4年間大学に在学した場合の例

貸与総額：2,592,000 円

※ 大学卒業後、1年間講師等として勤務後、新規採用で月賦返還額 14,400 円を計 18 月分返還した場合

※ 2,592,000（貸与総額）－259,200 円（本人による返還額）＝2,332,800 円（交付額）

交付 決定額	採用 1 年目	採用 2 年目	採用 3 年目	採用 4 年目	採用 5 年目	採用 6 年目	採用 7 年目	採用 8 年目	採用 9 年目	採用 10 年目	採用 11 年目
2,332,800	0	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280	233,280

交付は、毎年度 4 月です。本事業は、代理返還制度による奨学金返還支援となるため、補助金は、市教委から日本学生支援機構へ直接支払われます。交付対象者の口座等への振り込みはありません。

なお、補助対象期間中の年度途中に退職した場合は、退職した年度に支払われた補助額を市県教委へ返還していただきます。

5 募集期間

令和 6 年 4 月 1 日（月） ～ 令和 10 年 8 月 27 日（日）

※ 令和 6 年度新規採用者については、別途案内を送付します。

※ 募集期間については予定となります。変更になった場合には、ホームページ等でお知らせいたします。

6 申請方法

（1）提出方法 ちば電子申請サービス（千葉県で運用）又は様式第 1 号

QR コードを読み取ると千葉県の申請フォームにリンクされますので、
そちらから申請をお願いします。



※原則、ちば電子申請サービスからの申請をお願いします。

（2）提出締切 教員採用選考を受験する前年度の 2 月末日まで

※ 2 次締切は出願締切日まで、3 次締切は 2 次選考最終日までとなります。

※ 令和 7 年度教員採用候補者選考を受験する者については、1 次締切を出願締切日の
令和 6 年 5 月 10 日（金）まで、2 次締切を 2 次選考最終日までとします。

（3）提出書類

ア 千葉市教員奨学金返金サポート補助金交付対象候補者認定申請又は様式第 1 号

イ 奨学金の借入を証する書類（奨学生証の写し）の添付

7 交付対象候補者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は、補助金交付対象候補者の認定を取り消す等の措置となります。速やかにその旨を認定辞退届（様式第 5 号）により届け出をお願いします。

ア 本補助金の支援を辞退しようとする場合

イ 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合

ウ 留年、1 年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合

エ 退学した場合

オ 教員採用選考を通過した直近の 4 月 1 日に、市立の小学校・中学校・中等教育学校・
特別支援学校に教諭として採用を希望しなかった場合

カ 奨学金返還を滞納した場合

キ その他法令に違反する等、市長が不適格と判断した場合

8 問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

千葉市教育委員会事務局教育総務部教育職員課

(TEL) 043-245-5930

(メール) kyoikushokuin.EDG@city.chiba.lg.jp



9 よくある質問

	内 容
Q 1	今回の認定を受けたら、必ず教員採用選考を受けなければならないですか。
A	必ず受ける必要はありません。 <u>交付対象候補者の認定を受けた後、事情変更により教員以外に進路を変更し、教員採用選考を受けない場合は、</u> 8 問合せ先 へ連絡の上、交付対象候補者認定辞退届【様式第5号】を提出してください。 ※ 但し、教員採用選考を通過した直近の4月1日に、市立の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校に教諭として勤務しなかった場合は、補助は受けられません。
Q 2	今回の「千葉市教員奨学金返金サポート補助金交付対象候補者」の認定を受けていなくても、教諭として採用された後に、補助金の交付申請ができますか。
A	<u>採用前に認定を受けていなければ、補助金の交付申請をすることはできません。</u> 補助金の交付を希望する方は、事前申請が必要となります。希望される方は必ず締切日までに申請を行い、認定を受けてください。
Q 3	今回の認定を受けたら、必ず補助金の交付を受けられますか。
A	交付対象候補者の認定を受け、教員採用選考を合格した直近の4月1日に、市立の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教諭として就業した場合は、必ず補助金の交付を受けられます。
Q 4	今回の認定を受けた後、市教委から情報提供はありますか。
A	認定を受けた方に対して、 <u>交付対象候補者認定通知書を送付します。</u> また、交付対象候補者で教員採用選考に合格した方には交付申請の手続きについて、別途ご案内します。
Q 5	中高共通で受験し、高等学校へ採用された場合は対象となりますか。
A	対象校種に高等学校は含まれていませんので、 <u>対象となりません。</u> 交付希望される場合は、出願時、希望校種を選択する際に、よくご確認ください。
Q 6	中学校で採用後、高等学校へ異動となっても奨学金返還支援は継続されますか。
A	対象校種に高等学校は含まれておりませんので、 <u>高等学校へ異動された場合には、対象外となります。</u> 交付対象者の異校種間の交流人事については、留意してください。
Q 7	千葉市小学校等で採用され勤務した後、市外へ異動した場合や市外で採用され勤務した後、千葉市立小学校等へ異動した場合でも奨学金返還支援は継続されますか。
A	教員採用選考を合格した直近の4月1日に千葉市で採用となり、 <u>勤務している期間は対象となります。</u> 千葉市外で採用となり、 <u>後に千葉市に移動された方は対象となりません。</u>
Q 8	教員採用選考に合格後、大学院猶予を希望した場合でも、奨学金返還支援を受けることはできますか。
A	教員採用選考を通過した直近の4月1日に就業することが対象者の要件となっていますので、 <u>大学院猶予希望者は奨学金返還支援を受けることができません。</u>
Q 9	1年間予備校に通い、大学へ進学しましたが、奨学金返還支援を受けることはできますか。
A	「令和6年度時点で高校3年生、大学1年生、2年生、3年生または4年生」で、令和11年までに新規採用となれば、奨学金返還支援を受けることができます。

Q10	補助対象期間中に育児休業を取得した場合、その期間は補助対象期間から除かれますか。
A	育児休業期間中も <u>毎年度補助を受けることができます。</u> ただし、育児休業期間中に <u>補助を受けた期間と同年数の勤務が必要となります。</u> ※ 千葉市教員奨学金返還サポート補助金交付要綱 第8条参照
Q11	令和6年度に大学4年生です。令和6年度実施の採用選考で不合格となり、講師等として勤務し、令和7年度の採用選考で合格した場合は補助対象となりますか。
A	対象者の要件にありますように「令和6年度時点で大学4年生」であれば、対象となります。ただし、 <u>採用2年目以前に返還した額（講師等で勤務していた期間を含む）については、補助対象額からは除かれます。</u>

別表1 補助金交付までの手続きや提出書類について

時期	行為主体	提出先 (送付先)	提出・送付書類等
※ 教員採用選考受験年度の 2月末日まで（1次締切） 2次締切は出願締切日まで 3次締切は2次選考最終日まで	対象者	県教委・ 市教委	・ちば電子申請サービスによる申し込み ※ ちば電子申請サービスで申し込む際に 「奨学金の借り入れを証する書類」の データの添付が必要となります。
※ 教員採用選考受験前年度 2次締切、3次締切で提出され た場合は、採用選考受験年度とな ります	市教委	対象者	・補助金交付対象候補者認定通知 ※ 申請内容を確認後、発送いたします。 2次締切、3次締切で申請された場合 は、発送までにお時間をいただきます。
教員採用選考受験年度の 出願申込締切日まで	対象者	市教委	・志願書等 ※ 出願に必要な提出書類については受験 年度の公立学校教員採用候補者選考実施 要項でご確認ください。
教員採用選考受験年度の 10月上旬から中旬	県教委・ 市教委	対象者	・合格通知
採用1年目の 5月末日まで	対象者	市教委	・補助金交付申請書 ※ 以下の書類も添付 (1) 返還誓約書（様式第8号） (2) 連帯保証人の印鑑登録証 (3) 奨学金の借り入れを証する書類 (4) 交付対象候補者認定通知書の写し (5) その他市長が必要と認める書類
採用1年目の 6月末日まで	市教委	対象者	・補助金交付決定通知書
採用1年目の 8月末日まで	対象者	日本学生 支援機構	・奨学金返還期限猶予願 ※ 採用年度の10月～採用年度末の3月 までの6月分の返還期限猶予の申請
採用1年目の 9月末日まで	対象者	市教委	・奨学金返還期限猶予承認通知 ※ 「奨学金返還期限猶予願」が承認され たら承認通知が送付されます。日本学生支 援機構の「企業返還支援（代理返還）シ ステム」からの申請の場合はダウンロード となります。
採用2年目～11年目	市教委	日本学生 支援機構	・補助金の支払い（毎年度4月）

※ 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書を提出してください。提出書類等については、「千葉市教員奨学金返還サポート補助金交付要綱」を確認してください。

別表2 学年別対象例

※ 補助期間は採用2年目から11年目です。既に講師等で勤務時に返還を済ませた額は、補助対象額から除算します。

※ 対象例がないものもありますので、その場合にはお問い合わせください。

令和6年度 高校3年生の場合

令和 6年度	高校3年生				
	↓				
令和 7年度	大学1年生	予備校生	短大1年生		
	↓	↓	↓		
令和 8年度	大学2年生	大学1年生	短大2年生		
	↓	↓	↓	↓	
令和 9年度	大学3年生	大学2年生	新規採用	講師等	
	↓	↓	対象	↓	↓
令和 10年度	大学4年生	大学3年生		新規採用	講師等
	↓	↓		対象	↓
令和 11年度	新規採用	講師等	大学4年生		新規採用
	対象	↓	↓		対象
令和 12年度 (対象外年度)		新規採用	新規採用		
		対象外	対象外		

令和6年度 大学1年生・短大1年生の場合

令和 6 年度	大学 1 年生			短大 1 年生			
	↓			↓			
令和 7 年度	大学 2 年生			短大 2 年生			
	↓			↓			
令和 8 年度	大学 3 年生			新規採用	講師等		
	↓			対象	↓	↓	
令和 9 年度	大学 4 年生				新規採用	講師等	
	↓	↓			対象	↓	↓
令和 10 年度	新規採用	講師等				新規採用	講師等
	対象	↓	↓			対象	↓
令和 11 年度		新規採用	講師等				新規採用
		対象	↓				対象
令和 12 年度			新規採用				
(対象外年度)			対象外				

令和 6 年度 大学 2 年生・短大 2 年生の場合

令和 6 年度	大学 2 年生			短大 2 年生			
	↓			↓			
令和 7 年度	大学 3 年生			新規採用	講師等		
	↓			対象	↓	↓	
令和 8 年度	大学 4 年生				新規採用	講師等	
	↓	↓			対象	↓	↓
令和 9 年度	新規採用	講師等				新規採用	講師等
	対象	↓	↓			対象	↓
令和 10 年度		新規採用	講師等				新規採用
		対象	↓				対象
令和 11 年度			新規採用				
			対象				
令和 12 年度							
(対象外年度)							

令和 6 年度 大学 3 年生の場合

令和 6 年度	大学 3 年生				
	↓				
令和 7 年度	大学 4 年生				
	↓		↓		
令和 8 年度	新規採用	講師等			
	対象	↓	↓		
令和 9 年度		新規採用	講師等		
		対象	↓	↓	
令和 10 年度			新規採用	講師等	
			対象	↓	↓
令和 11 年度				新規採用	講師等
				対象	↓
令和 12 年度					新規採用
(対象外年度)					対象外

令和 6 年度 大学 4 年生の場合

令和 6 年度	大学 4 年生					
	↓					
令和 7 年度	新規採用	講師等				
	対象	↓	↓			
令和 8 年度		新規採用	講師等			
		対象	↓	↓		
令和 9 年度			新規採用	講師等		
			対象	↓	↓	
令和 10 年度				新規採用	講師等	
				対象	↓	
令和 11 年度					新規採用	講師等
					対象	↓
令和 12 年度						新規採用
(対象外年度)						対象外